

大玉村電動機械等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大玉村補助金等の交付に関する規則（昭和60年規則第4号、以下「規則」という。）、大玉村補助金等の交付に関する要綱（昭和60年告示第40号）の規定に基づき、大玉村電動機械等導入支援事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 村は、新型コロナウイルス感染症流行の長期化及び社会情勢の変化による燃料価格の高騰の対策のため、また二酸化炭素排出量削減の取組の一環として、バッテリー式機械等の導入を行う個人及び法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象機械、補助対象経費、補助率等)

第3条 補助対象機械、補助対象経費、補助率等については、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 村内に居住する個人又は村内に事務所を有する法人とする
- (2) 属する世帯のすべての世帯員が、村税等を滞納していないこと
- (3) 購入しようとする補助対象機械は、既に所有するエンジン式機械から電動式機械への切替えであること
- (4) 購入しようとする補助対象機械は事業者から購入する新品のものであること

(補助金の申請)

第5条 規則第4条の交付申請書は電動機械等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次の各号の書類を添付して村長に提出するものとする。

- (1) 購入しようとする補助対象機械の見積書
- (2) カタログ等購入する補助対象機械の品名、型番等が記載されている部分の写し
- (3) 補助対象機械へ切替える既に所有するエンジン式機械の写真
- (4) 村税等の納付状況を確認することへの同意書
- (5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 規則第5条の決定通知書は電動機械等導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条の実績報告書は電動機械等導入支援事業補助金実績報告書（様式第3号）によるものとし、次の各号の書類を添付して村長に提出するものとする。

- (1) 購入した機械の領収書
- (2) 購入した機械の写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 8 条 規則第 11 条の確定通知書は電動機械等導入支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 9 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、電動機械等導入支援事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を村長に提出し、村長は請求に基づき補助金を交付するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則（令和 5 年告示第 64 号）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 大玉村電動機械等導入支援事業補助金交付要綱（令和 4 年告示第 263 号）は廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象機械	補助対象経費	補助率等
バッテリー式刈払機	機械本体、バッテリー、充電器 消費税相当額は補助対象外経費とする。	2分の1以内 （その額に100円未満の端数があるときは、これを切捨てた額） 上限金額5万円 ※上限金額は、機械本体、バッテリー、充電器一式当たりの金額
バッテリー式チェーンソー	※バッテリー、充電器の単独購入は対象外 ※本体1つに対し、バッテリー2つまで、充電器1	
その他エンジン式からバッテリー式の機械への切替えが適当と認められる機械	つを対象とする。 ※個人においては、補助金の交付は、同種の機械1台までを対象とする。ただし、補助金の交付決定の日から5年を経過した後に新たにバッテリー式機械を購入する場合については、補助金の交付を行うことができるものとする。 ※原則として村内で使用する機械を対象とする。	